

鹿児島県犬猫の一時預かりボランティア実施要領

（目的）

第1条 この要領は、県保健所（以下「保健所」という。）が保護・引取した犬猫について、殺処分数の減少を図るとともに、収容犬猫の社会化を進めることで譲渡の機会の増やす事を目的として、自宅等で一時飼養するボランティア（以下「預かりボランティア」という。）及びその犬猫の取扱いについて、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 対象動物は、保健所が収容し、譲渡適性診断で「適性あり」又は「条件付き」と判定された犬猫とする。また犬については、当該年度において狂犬病予防注射を1回以上接種しているものに限る。なお、授乳が必要な子猫については、「鹿児島県子猫のミルクボランティア実施要領」に従って取り扱うことから、当要領の対象動物から除く。

（資格）

第3条 預かりボランティアは、次の要件を満たすものとする。

- 一 鹿児島県内（鹿児島市内を除く）に在住している成人であること。
- 二 集合住宅又は賃貸の場合、犬猫の飼養が規約等で認められていること。
- 三 犬猫を一時飼養することについて、同居家族全員の同意が得られていること。
- 四 犬猫を一時飼養するにあたり、衛生的な飼養環境と必要資材を確保できること。
- 五 犬猫を一時飼養する間、適切な世話が可能であること。
- 六 別表第1に掲げる預かりボランティアの遵守事項を守れること。
- 七 保健所または動物管理所まで、対象動物を車で送迎可能なこと。
- 八 犬猫を飼養している場合、次のことを行っていること。
 - （1）犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を行っている。
 - （2）猫の場合、完全屋内飼育している。
 - （3）1年以内に混合ワクチン等の接種を行っている。
 - （4）隔離できるスペースがある。
- 九 その他、犬猫を一時飼養することが適切であると保健所等が判断できる者であること。

（登録）

第4条 預かりボランティアの登録は以下の手続きによるものとする。

- 一 預かりボランティアの登録を希望する者は、預かりボランティア登録申請書（別記様式1）に必要事項を記入の上、飼養施設の所在地を所管する保健所に提出する。
- 二 前号の登録申請があった場合、保健所は書類審査と現地調査を実施し、前条の規定を満たすと判断された者について、講習会を受講させるものとする。

ただし、「犬・猫の譲渡実施要領」に基づく譲渡推進団体に所属する者は、受講を不要とする。
- 三 講習会受講後、預かりボランティア登録簿（別記様式2）に掲載するとともに、本人に通知する。

（登録の変更・抹消）

第5条 預かりボランティアの登録の変更又は抹消は以下の手続きによるものとする。

- 一 預かりボランティアは、自身の登録事項に変更が生じた際や登録の抹消を行おうとする場合、預かりボランティア変更（抹消）届出書（別記様式3）により保健所等に届け出ること。
- 二 保健所等は前号のボランティア変更（抹消）届出書（別記様式3）を受けた場合、ボランティア登録簿（別記様式2）の変更（抹消）を行う。
- 三 保健所等は、ボランティア登録申請にあたって虚偽の記載をした者、預かりボランティアとしてふさわしくない行為のあった者、第3条に規定する要件を満たさなくなった者について、登録を抹消し、一時預かりを依頼した犬猫の返還を求めることができる。

（犬猫の受け渡し）

第6条 保健所が預かりボランティアに一時飼養を依頼する犬猫を受け渡す際の手続きは以下のとおりとする。

- 一 第2条に規定する犬猫のうち、一時飼養を依頼することが望ましいと判断したものについて、各預かりボランティアの受入れ可能数や能力等を勘案したうえで預かりボランティアを選定し依頼する。
- 二 犬猫を受け渡す際、犬猫一時飼養依頼書（別記様式4）及び犬猫個体管理記録票（別記様式5）の写しを渡す。
- 三 預かりボランティアは預かり飼養中の犬猫の健康チェックを毎日行い、その状況を犬猫個体管理記録票（別記様式5）に記録する。

（犬猫の返還）

第7条 一時飼養期間は原則2ヶ月以内とする。ただし、預かりボランティアから申し出があり、保健所が認めた場合は1年間を超えない範囲で期間を延長することができる。

- 2 犬猫（死亡時含む）を保健所に返還する際は、犬猫個体管理記録票（別記様式5）を保健所に提出するものとする。
- 3 前項による返還の際、保健所は返還時の健康状態を確認し、その結果を犬猫個体管理記録票（別記様式5）に記入するものとする。

（体調不良時の対応）

第8条 犬猫に体調不良が認められた場合は、速やかに保健所に連絡し、対応について協議を行うこと。

（物資の支給）

第9条 保健所は、預かりボランティアに犬猫の一時飼養を依頼する際は、次に掲げる物資を支給できるものとする。

- 一 犬又は猫用のフード
- 二 犬又は猫の排泄に係る用品（ペットシート、猫砂）

2 前項の支給物資については、犬猫の返還又は死亡時に残余を返却するものとする。

（物資の貸与）

第10条 保健所は、預かりボランティアに犬猫の一時飼養を依頼する際は、次に掲げる物資を貸与できるものとする。

- 一 給餌又は給水用容器
- 二 犬又は猫用トイレ容器
- 三 犬又は猫用首輪
- 四 犬用リード
- 五 猫用キャリーケース
- 六 その他、保健所が必要と認めるもの

2 前項の貸与物資については、犬猫の返還又は死亡時に返却するものとする。

（費用負担）

第11条 本要領に基づく犬猫の一時預かりを行う事により生じた費用については、第9条第1項及び第10条第1項で規定する物資の支給等に係る費用を除き、全て預かりボランティアが負担するものとする。

（その他）

第12条 その他、この要領に定めのない事項については、保健所等と預かりボランティアが協議のうえ対応するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 預かりボランティアの遵守事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 犬・猫に関係する法令等を遵守し、保健所に返還するまで責任を持って飼養管理すること。2 動物の健康管理及び安全を保持すること。3 動物の逸走防止及び咬傷事故等による人への危害発生防止に努めること。4 多頭飼育等で適正飼養が困難となるような事態を生じさせないこと。5 一時飼養する犬猫に関する情報を記録し、管理すること。6 預かりボランティアの活動をする上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。7 鹿児島県が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力できること。 |
|--|